

農林水産省  
環境省 令第 号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十二条第一項の規定に基づき、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年 月 日

農林水産大臣 亀井 善之

環境大臣 鈴木 俊一

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令の一部を改正する省令

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成十五年農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次の二号を加える。

六十三 三・クロロ・四・四・ジメチル・一・二・三・チアジアゾール 五 カルボキサニリド（別名チアジニル）を含有する製剤

六十四 五・tert・ブチル・三・(二・四・ジクロロ・五・イソプロポキシフェニル)・一・三・四  
・オキサジアゾール・二(三H)・オン(別名オキサジアゾン)を含有する製剤

附 則

この省令は、公布の日から施行する。